

大阪市地域活性化事業基金（ポートピア梅田環境整備協力費）を活用した北区 まちづくり事業補助金交付要綱実施細目

（趣旨）

第1条 この細目は、大阪市地域活性化事業基金（ポートピア梅田環境整備協力費）を活用した北区まちづくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助事業の実施について、必要な事項を定める。

（防犯カメラ事業）

第2条 要綱第7条に基づき交付決定を受けた防犯カメラ事業については、大阪市が定める防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用しなければならない。

2 補助事業者は、ガイドラインに基づき、管理規程を策定し、その内容を周知・徹底するとともに、北区役所に提出しなければならない。

附 則

この細目は、平成30年4月1日から施行する。